

大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者 1 人 1 か月当たりの基本利用料は、「事務費（サービスの提供に要する費用）」、「生活費」、「管理費（居住に要する費用）」の合算額以下とする。

2 事務費

(1) 事務費は、大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 11 号。以下「設備運営基準」という。）第 16 条の第 1 項第 1 号に規定される「サービスの提供に要する費用」をいうものである。

(2) 事務費（月額）は、入所者が負担すべき額として市長が定める額を上限とする。

(3) 事務費（月額）は、別表 1 の事務費基本額（月額）に民間施設給与等改善費及び処遇改善加算を加えた額とする。

(4) 事務費助成基準額は、事務費（月額）から、別表 2 の本人からの徴収額を差し引いた額とする。

(5) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて（管理費特別加算は除く）民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、事務費（月額）に、下表の加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率
A 階級	14 年以上	10.5%
B 階級	12 年以上 14 年未満	10.0%
C 階級	10 年以上 12 年未満	8.5%
D 階級	8 年以上 10 年未満	7.5%
E 階級	6 年以上 8 年未満	6.0%
F 階級	4 年以上 6 年未満	4.5%
G 階級	2 年以上 4 年未満	3.5%
H 階級	2 年未満	2.0%

(6) 処遇改善加算

職員の処遇改善を行う場合に算定するものとし、下表の計算により得た額(円未満切捨て)とする。

処遇改善の対象は、軽費老人ホームに勤務する介護職員とする。ただし、当該軽費老人ホームにおいて、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本補助金が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。この場合において、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設にあつては、特定施設入居者生活介護に配置される介護職員数(常勤換算)を除くこと。

処遇改善額 ①	補助年度の各月の介護職員の常勤換算数(小数点第2位を切り捨てた数)の総和 ②	補助年度の各月の入所者の総和 ③	処遇改善加算額 (①×②÷③)
9,000 円/月	人	人	円

3 生活費（月額）

- (1) 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る）は、市長が定める額を上限とする。

1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
46,940 円	2,150 円

4 管理費

- (1) 管理費は、設備運営基準第16条の第1項第3号に規定される「居住に要する費用」をいうものである。
- (2) 管理費については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(3) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「管理費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(4) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、管理費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(5) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、管理費基礎額のうち、一定額を一括納

入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

(6) この管理費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えない。

(7) 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築時に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、管理費基礎額の範囲内で管理費を設定して差し支えない。

(8) 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合には、一括支払い方式で支払われた管理費又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(9) 管理費の減額

管理費は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものである。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年10月1日から施行し、大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準の規定は、同年4月1日から適用する。

別表 1

事務費（月額）

○ 留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、事務費（月額）について、以下のとおりとする。

	事務費（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

① 単独設置

介護職員を配置する場合

定員数	令和2年4月以降適用
人	円
20人	136,300
21—30	91,300
31—40	80,100
41—50	71,400
51—60	60,400
61—70	57,100
71—80	50,100
81—90	49,600
91—100	44,700
101—110	43,100
111—120	39,600
121—130	40,300
131—140	37,500
141以上	36,000

② 単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

定員数	令和 2 年 4 月以降適用
人	円
20 人	113,800
21—30	76,300
31—40	68,800
41—50	62,400
51—60	52,800
61—70	50,700
71—80	44,400
81—90	44,600
91—100	40,400
101—110	39,100
111—120	36,000
121—130	36,900
131—140	34,300
141 以上	33,000

③併設設置

介護職員を配置する場合

定員数	令和2年4月以降適用
	円
10—14	139,900
15—19	93,700
20—29	89,000
30	64,500
31—40	59,900
41—50	48,200
51—60	40,400
61—70	34,800
71—80	30,600
81—90	32,300
91—100	29,200
101—110	28,300
111—120	26,100
121—130	27,800
131—140	26,000
141以上	25,200

④併設設置

介護職員 1 名を配置しない場合

定員数	令和 2 年 4 月以降適用
	円
人	
10—14	94,800
15—19	63,600
20—29	66,700
30	49,400
31—40	48,700
41—50	39,200
51—60	32,700
61—70	28,300
71—80	25,000
81—90	27,300
91—100	24,700
101—110	24,400
111—120	22,300
121—130	24,400
131—140	22,800
141 以上	22,100

⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
 共通職員 生活相談員を配置する場合

定員数	令和2年4月以降適用
人	円
20人	103,000
21—30	69,000
31—40	52,100
41—50	49,000
51—60	41,700
61—70	41,100
71—80	36,200
81—90	32,200
91—100	29,100
101—110	28,900
111—120	26,500
121—130	28,200
131—140	26,300
141以上	25,500

⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
 共通職員 生活相談員を1名配置しない場合

定員数	令和2年4月以降適用
人	円
20人	79,300
21—30	53,300
31—40	40,300
41—50	39,500
51—60	33,900
61—70	34,400
71—80	30,200
81—90	26,900
91—100	24,400
101—110	24,600
111—120	22,700
121—130	24,600
131—140	23,000
141以上	22,300

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
 共通職員 生活相談員を配置する場合

定員数	令和2年4月以降適用
人	円
10—14	73,200
15—19	49,200
20—29	55,600
30	42,200
31—40	31,900
41—50	25,800
51—60	21,700
61—70	18,800
71—80	16,600
81—90	14,900
91—100	13,600
101—110	14,100
111—120	13,100
121—130	15,700
131—140	14,700
141 以上	14,700

⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
 共通職員 生活相談員を1名配置しない場合

定員数	令和2年4月以降適用
	円
10—14	25,900
15—19	17,700
20—29	32,100
30	26,500
31—40	20,100
41—50	16,300
51—60	13,800
61—70	12,000
71—80	10,600
81—90	9,600
91—100	8,800
101—110	14,100
111—120	13,100
121—130	12,200
131—140	11,400
141 以上	11,600

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
 一般入所者に対する介護職員を配置する場合

一般入所者	令和2年4月以降適用
人	円
20人	34,000
21—30	22,100
31—40	27,800
41—50	22,200
51—60	18,500
61—70	15,800
71—80	13,900
81—90	17,300
91—100	15,600
101—110	14,100
111—120	12,900
121—130	12,000
131—140	11,000
141以上	10,300

⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
 一般入所者に対する介護職員を1名配置しない場合

一般入所者	令和2年4月以降適用
人	円
20人	11,700
21—30	7,200
31—40	16,600
41—50	13,300
51—60	11,000
61—70	9,400
71—80	8,200
81—90	12,400
91—100	11,000
101—110	10,000
111—120	9,200
121—130	8,400
131—140	7,800
141以上	7,300

別表 2

本人からの事務費徴収額(月額)

(平成 10 年 9 月から適用)

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号)の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号)の第 2 の 1 の (1) 「前年」の対象収入の取扱い、(3) 「収入

として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの事務費徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入および必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。